

## 霧島市市民活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、共生・協働のまちづくりを推進するため、市民団体が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない公益的な事業に対して、霧島市市民活動支援事業補助金を交付することについて、霧島市補助金等交付規則（平成17年霧島市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「市民活動」とは、自主的かつ自立的に行う営利を目的としない公益的な活動であって、別表第1に掲げる分野の活動をいう。

2 この告示において「市民団体」とは、前項に掲げる活動を市内で行う団体をいう。

3 この告示において「公益的な活動」とは、不特定かつ多数の者の利益の増進を図り、市民福祉の向上に寄与する活動をいう。

### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を満たす市民団体とする。

- (1) 主たる活動の場が市内にあり、公益的な活動を行う団体であること。
- (2) 5人以上で構成し、市内に在住又は在勤若しくは在学する者を主たる構成員として  
いること。
- (3) 規約その他これに類するものを有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行  
っていること。
- (4) 法令又は条例等に違反する活動をしていない団体であること。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象  
団体が行う公益的な活動で、これまで実施してきた事業を発展させ拡充するもの又は新  
たに実施する事業で、次に掲げる要件を満たす事業とする。

- (1) 市内で実施する事業であること。
- (2) 国、地方公共団体又は公益法人等から他の制度による補助、助成又は委託を受けて  
いる事業でないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象  
事業を実施するために直接必要とする経費で、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) 補助対象団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃借料、光熱水費等）
- (2) 補助対象団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
- (3) 補助対象団体の構成員に対する人件費（別表第2に掲げるものを除く。）、謝礼等
- (4) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1補助対象団体につき、1会計年度中に1つの補助対象事業に限るものとする。この場合において、同一又は類似の補助対象事業に係る補助金の交付回数は、通算3回をその限度とする。

(公募)

第7条 市長は、市民活動に対する支援を公平に実施するため、補助金を交付する補助対象事業（以下「補助事業」という。）を公募するものとする。

2 前項の規定による公募に応じようとする補助対象団体（以下「応募者」という。）は、市長が定める期日までに、霧島市市民活動支援事業提案書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体に関する調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 事業収支予算書（第4号様式）
- (4) 事業の実施体制に関する調書（第5号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(審査及び選考)

第8条 市長は、補助事業の選考に当たっては、霧島市市民活動促進委員会の審査結果を踏まえ決定するものとする。

2 市長は、選考の結果を市民活動支援事業選考結果通知書（第6号様式）により応募者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条第2項の規定により、補助事業の決定の通知を受けた補助対象団体（以下「補助団体」という。）は、霧島市市民活動支援事業補助金交付申請書（第7号様式）に、第7条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、市長が別に指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるものについては、補助金の交付決定を行い、霧島市市民活動支援事業補助金交付決定通知書（第8号様式）により、当該補助団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第11条 補助団体は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ霧島市市民活動支援事業補助金変更・中止承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その

承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、補助目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の各項目の20パーセント以内の変更をいう。

3 前条の規定は、第1項の承認をした場合に準用する。

(実績報告)

第12条 補助団体は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は当該会計年度の3月20日のいずれか早い日までに霧島市市民活動支援事業補助金実績報告書（第10号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（第11号様式）

(2) 収支決算書（第12号様式）

(3) 補助対象経費に係る領収証又はその写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、霧島市市民活動支援事業補助金確定通知書（第13号様式）により当該補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた後に、霧島市市民活動支援事業補助金請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第10条の規定による補助金の交付決定通知を受けた後に、補助金の一部を概算払により交付することができる。

(報告会)

第15条 補助団体は、市長が補助事業の内容の周知等を図るために開催する霧島市市民活動支援事業報告会に出席しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の霧島市市民活動支援事業補助金交付要綱の規定は、平成26年度以後の霧島市市民活動支援事業補助金から適用し、平成25年度以前の霧島市市民活動支援事業補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年11月28日告示第298号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年11月28日から施行し、改正後の霧島市市民活動支援事業補助金交付要綱については、平成28年11月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の霧島市市民活動支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の霧島市市民活動支援事業補助金から適用し、平成28年度以前の霧島市市民活動支援事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月12日告示第177号）

（施行期日等）

1 この告示は、令和元年12月12日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第6条第1項の改正規定 令和2年4月1日

(2) 第2条の規定 令和5年4月1日

（経過措置）

2 令和2年3月31日以前に、改正前の霧島市市民活動支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により1回目又は2回目の補助金交付決定を受けている補助対象団体が実施する当該交付決定に係る補助対象事業と同一又は類似する補助対象事業に係る補助金の交付率及び交付限度額は、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

- |    |                        |
|----|------------------------|
| 1  | 保健、医療又は福祉の増進を図る活動      |
| 2  | 社会教育の推進を図る活動           |
| 3  | まちづくりの推進を図る活動          |
| 4  | 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 5  | 環境の保全を図る活動             |
| 6  | 災害救援活動                 |
| 7  | 地域安全活動                 |
| 8  | 人権の擁護又は平和の推進を図る活動      |
| 9  | 国際協力の活動                |
| 10 | 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動    |
| 11 | 子どもの健全育成を図る活動          |
| 12 | 情報化社会の発展を図る活動          |
| 13 | 科学技術の振興を図る活動           |
| 14 | 経済活動の活性化を図る活動          |

15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16	消費者の保護を図る活動
17	観光の振興を図る活動
18	農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

別表第2（第5条関係）

項目	経費の種類等
賃金	団体の構成員への認定限度額は、1人当たり3千円/日とする。
報償費	外部講師の謝礼、調査・研究に要する経費
旅費	外部講師・団体の構成員等の移動、現地調査等に係る運賃、宿泊費等の実費相当額
消耗品費	文具や事務用品、食材等
印刷製本費	パンフレットやチラシ、資料等の作成に要する経費
食糧費	奉仕作業中の飲物代
通信費	郵送料（切手代等）、宅配便代
保険料	外部講師、団体の構成員、参加者の保険料
委託料	会場設営委託料、看板作成委託料、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、有料道路使用料、車両・器具等の賃借料等
原材料費	材木、土砂代等
備品購入費	購入金額及び数量に係わらず認定限度額は3万円とする。
その他の経費	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

備考 団体の構成員に係る賃金及び旅費の合算額の認定限度額は、補助対象経費の合算額の20%とする。